

別府市監査委員告示第2号

監査結果について

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象 建設部
都市政策課 都市整備課 道路河川課 公園緑地課 施設整備課
建築指導課
上下水道局
下水道課

令和3年3月9日

別府市監査委員 恵 良 寧

同 加藤 信康

同 中尾 薫

監 査 報 告 書

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に規定する財務監査及び同条第2項に規定する行政監査

2 監査の対象

建設部各課（都市政策課、都市整備課、道路河川課、公園緑地課、施設整備課、建築指導課）及び上下水道局下水道課の事務事業のうち、原則として令和2年度実施分を対象としたが、必要に応じ過年度も対象とした。

3 監査の着眼点

監査に当たっては、事務及び事業が法令に基づいて適正に、かつ、次に掲げる事項に沿って行われているかに留意するものとした。

(1) 住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる。

(2) 常に組織及び運営の合理化に努める。

なお、財務事務執行については、内部チェック機能の整備運用状況及び過去の監査において指摘が多くリスクが高い「現金取扱事務」及び「財産管理事務」等に重点を置くものとした。

4 監査の主な実施内容

監査に当たり、部長以下幹部職員に、事務概要、執行状況等の説明を求め、次の内容で実施した。

(1) 各課の担当事務、職員の状況、当該年度の重点事業等の資料を基に、上記3の観点から監査項目を次のとおり決定した。

監 査 項 目		
共通項目	現金取扱事務	現金の出納及び管理について
	財産管理事務	備品の管理について
		切手その他金券類の管理について
		公有財産の管理について

個 別 項 目	都市政策課	旧南小跡地活用事業について
		別府市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金について
	都市整備課	地籍調査事業委託業務について
		令和2年度中島町線外道路整備工事について
	道路河川課	道路橋りょう使用料・河川使用料について
		市街灯保守委託について
		別府西中学校第1グラウンド整備工事について
	公園緑地課	鉄輪地獄地帯公園整備について
	施設整備課	図面電子化委託業務について
		別府西中学校管理教室棟外新築工事について
		別府西中学校管理教室棟外新築電気設備工事について
		別府西中学校管理教室棟外新築機械設備工事について
	建築指導課	市営住宅使用料について
		大規模建築物耐震改修補助金について
		亀川住宅建替事業について
	上下水道局 下水道課	下水道使用料・公共下水道受益者負担金について
令和2年度扇山1組2外污水管きよ布設工事について		

(2) 監査委員及び事務局職員により、重点監査項目に関する財務証票その他関係書類等の確認を行うとともに、事務執行過程における状況について、各課担当者へのヒアリングを実施した。

また、証拠として関係書類を複写保存し、精査を行った。

(3) 備品については、各課事務室等において現物実地調査を行うとともに、付随する関係書類の提出を受け、照合確認を行った。

(4) 工事については、契約書類、設計図書等関係書類の確認を行うとともに、所管課及び工事担当者から説明を受け、現場において施工状況を調査した。

(5) 監査委員全員により、項目ごとに、監査途中における問題点やリスクの評価等について意見交換を行うとともに、重要な点において、別府市監査基準第15条に定める事項が認められるか協議した。

5 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員室、監査事務局事務室、各課事務室等
- (2) 実施日程 令和2年11月17日から令和3年2月26日まで

6 監査の結果

別府市監査基準に基づき、上記1から5に掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正な事務執行がなされていたが、次のとおり是正又は改善を要する事項が認められた。

(1) 共通項目

ア 現金の出納及び保管について

(都市政策課、道路河川課)

収納した現金の指定金融機関等への払込みが速やかに行われていない事例が散見された。別府市会計事務規則等の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(建築指導課)

資金前渡職員は、自己の名と責任において資金前渡された目的のため、自ら正当債主に対し支払いを行わなければならないが、市営住宅使用料等を現金で還付する際に、会計管理者から前渡された当該資金を私人である大分県住宅供給公社に交付し、支出事務を行わせていた。法令等の規定に基づき適正に事務処理されたい。

(上下水道局下水道課)

地方公営企業法（以下「法」という。）第28条第4項において、現金取扱員は企業管理規程で定めた額を限度として地方公営企業の業務に係る現金の出納をつかさどると規定されているが、当該限度額を規定で定めていなかった。

また、法施行令第22条の5第1項に規定する出納取扱金融機関等について行うべき公金の収納又は支払及び預金の状況の検査をしていなかった。法令の規定に基づき適正に事務処理されたい。

イ 切手その他金券類の管理について（公園緑地課）

郵便切手を購入した際に、郵便切手受払簿に受入の記載がない事例が見受けられた。別府市文書管理規程第33条第2項の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

ウ 公有財産の管理について（道路河川課）

道路法において占用物件と規定されていない工事用車両について、道路占用許可申請書の提出を受け、道路占用許可書を交付していた。

許可とは、本来誰でも享受できる個人の自由を公共の福祉の観点から一旦禁止し、個別の申請に基づいて解除する行政行為であるが、工事用車両の道路占用はこれに該当しない。法令等の規定に基づき、事務手続きの改善を図られたい。

（２）個別項目

ア 道路橋りょう使用料・河川使用料について（道路河川課）

道路橋りょう使用料及び河川使用料について、納期限までに納入しない滞納者に対し督促状を送付しているが、その発付期日及び指定期限が別府市税外収入金の督促手数料等の徴収に関する条例第２条の規定を大幅に徒過していた。

また、財産調査等に基づく滞納処分を実施していなかった。

督促は滞納処分的前提条件であり、時効の更新により新たに時効が進行する起算点となる重要な行為である。

納期限内に納付した他の納入義務者との公平性の観点から、法令等の規定に基づき適正に事務処理を行うとともに、不納欠損額の縮減に努められたい。

イ 下水道使用料・公共下水道受益者負担金について（上下水道局下水道課）

下水道使用料及び公共下水道受益者負担金について、納期限までに納入しない滞納者に対し督促状を送付しているが、財産調査等に基づく滞納処分を実施していなかった。

納期限内に納付した他の納入義務者との公平性の観点から、法令等の規定に基づき適正に事務処理を行うとともに、不納欠損額の縮減に努められたい。

7 総括

今回の監査における指摘事項の多くは、所管事務の法的根拠に関する認識が希薄であることや事務処理を単なる前例踏襲作業の遂行と捉えがちであること、また、組織内の管理・チェック体制が機能していないことなどに起因するものと思料される。監査の結果に基づき措置を講じる際は、一時的かつ表面的な対策ではなく、根本原因の解決とリスク管理における実効性に資するものとなるよう考慮されたい。

工事項目については、調達方法の多様化に伴い工事監理やモニタリングなど新たな外

部委託方式が増加する傾向がうかがえるが、そのメリット・デメリットについて十分に検証し、今後の事業執行に役立てられたい。また、新たに建設された施設については別府市公共施設マネジメントに係る各種計画に適切に反映し、公共施設保全実行計画を確実に遂行するよう努められたい。

なお、指摘事項等に対する改善措置の通知または取組状況の報告については、原則として令和3年3月末までに行われたい。